

年 月 日

公安委員会 殿

住所

氏名

銃 砲 等 保 管 （ 計 画 ） 報 告 書

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第10条の6の規定により、下記のとおり報告します。

記

所持銃砲等	ライフル銃	散弾銃	空気銃	銃	クロスボウ	
	丁	丁	丁	丁	丁	
銃砲等の保管方法	保管設備の取付場所					
	保管設備	構造	鉄製			木製（板の厚さcm）
		施錠	一重錠・二重錠・シリンダー錠・鎖錠・南京錠			
		分解	有（取り外し） ・ 無			
実包等の保管方法	保管場所					
	保管方法					
	施錠					
家屋内の保管場所の略図	銃砲等の保管設備の位置は○で、実包等の保管設備の位置は△で示すこと。					

注 本計画書は、銃砲等とともに保管すること。